高 福 第 1999 号 令和 6 年 5 月 29 日

各広域型施設開設・改修予定事業所 代表者 様

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部 高齢福祉課長 (公 印 省 略)

令和7年度地域医療介護総合確保基金を活用する介護施設等の整備に係る 所要額等について (照会)

令和7年度の基金等の活用が見込まれる補助対象施設を把握するため、整備する 見込みが高い事業について、次の期限までに別添様式により回答してください。 <u>なお、本県の予算編成上、本照会で回答された金額から増額することは困難であ</u> ることをご承知おきください。

1 提出書類(該当がない場合は提出不要です。)

・【法人名】R7基金所要額見込(様式1~5) ※希望事業以外については、空欄で構いません。

2 提出期限

令和6年6月7日(金)17時

3 留意事項

- (1) 次回照会 (7月下旬~8月上旬を予定)では、今回御回答のあった法人様あてに令和7年度の正確な整備見込量を確認しますので、ご留意ください。
- (2) 今般、地域医療介護総合確保基金管理運営要領の改正案が別添資料のとおり国から示され、対象事業の改正や配分基礎単価の引き上げ等が行われる予定となっております。本調査での所要額算出のための積算基礎(補助単価)は、調査票記載のとおり、令和6年度改正案の単価としていますが、<u>今後の</u>国・県の予算編成状況でこのとおりの単価とはならないこともあります。
- (3)次の補助メニューは、国において令和5年度までの時限事業とされていた ところ、時限が延長され今年度も実施することとなったものです。 <u>令和7年</u> 度においてこれらの事業が実施されるかは、現段階では確約されるものでは ありません。

- ・介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業
- ・介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入 支援事業
- 介護職員の宿舎施設整備事業

4 提出先(政令中核市以外)

- (1)特別養護老人ホーム、老人短期入所施設(特別養護老人ホームに併設又は定員30人以上の単独型の事業所)、軽費老人ホーム、養護老人ホーム
- →高齢福祉課 福祉施設グループ

kikin-seibi. 66nd@pref. kanagawa. 1g. jp

- (2)介護老人保健施設、介護医療院、有料老人ホーム
- →高齢福祉課 保健・居住施設グループ hoken-kyojyu. tt77@pref. kanagawa. lg. jp
- (3)訪問看護ステーション
- →高齢福祉課 在宅サービスグループ kaigoshidou@pref.kanagawa.lg.jp

5 その他

当該照会に係る提出書類や交付要綱、各事業の実施要領は次のウェブサイトに掲載していますので、ご確認ください。

「介護情報サービスかながわ」

- -書式ライブラリ検索(文書/カテゴリ検索)
 - -5. 国・県の通知
 - -神奈川県地域医療介護総合確保基金の「介護施設等整備事業」

https://kaigo.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-3.html?topid=6&id=844

問合せ先

福祉施設グループ 林、松本、福岡 電 話 (045)210-1111 内線 4854 電子メール fshisetsu. 508@pref. kanagawa. lg. jp